

## 申請手数料と許可期間

区 分		単 位	金 額	許可期間 の上限	
はり紙		50 枚※	500円	1月	
はり札		1 枚	300円	1年	
建築物の壁面 を利用して懸垂 装置により掲出 するもの	照明装置のないもの	1 張	1, 500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500 円を加算した額)	1年	
	照明装置のあるもの	1 張	2, 400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400 円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400 円を加算した額)		
電柱又は街灯柱を利用するもの		1 枚	300円	3年	
電車、自動車等の外面を利用するもの		1 台	800円	1年	
広告塔、広告 板、アーケード に設置するもの 及び案内板	照明装置のないもの	1 基	1, 500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500 円を加算した額)	3年	
	照明装置のあるもの	1 基	2, 400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400 円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400 円を加算した額)		
アーチ	照明装置のないもの	1 基	6, 000円	3年	
	照明装置のあるもの	1 基	9, 000円		
アドバルーン	照明装置のないもの	1 個	1, 000円	1月	
	照明装置のあるもの	1 個	1, 500円		
立看板		1 基	300円	3月	
のぼり旗		1 本	300円	3月	
広 告 幕	表示面が固定されていないもの		1 張	300円	3月
	表示面が 固定されて いるもの	照明装置のないもの	1 張	1, 500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500 円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500 円を加算した額)	3年
		照明装置のあるもの	1 張	2, 400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400 円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400 円を加算した額)	
標識柱を利用するもの		1 枚	300円	3年	

※ はり紙の枚数が 50 枚未満であるとき又はその枚数に 50 枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50 枚として計算する。